

議 第 9 6 号

体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 5 日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例（平成 2 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表中

「

柏崎市西山テニスコート	3 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで
〃 西山野球場	

」を

「

柏崎市西山野球場	3 月 1 日から 1 1 月 3 0 日まで
----------	-------------------------

」に改

める。

別表第 1 中

「

〃 西山総合体育館	〃 西山町浜忠 150 番地 5
〃 西山テニスコート	〃 西山町浜忠 3224 番地 1

」を

「

〃	西山総合体育館	〃	西山町浜忠150番地5
---	---------	---	-------------

」に改

める。

別表第3中「第19条」を「第11条」に改め、同表第1項の表中

「

1時間	1面	480から720 まで
30分	1面	1,390から 2,080まで

「

1時間	1面	580から860 まで
30分	1面	1,660から 2,500まで

」を

」に、

「

1時間	1面	700から 1,050まで
1時間		1,200から 1,800まで

「

1時間	1面	830から 1,250まで
1時間		1,440から 2,160まで

」を

」に、

「

佐藤池第2野 球場	—	1時間	960から1,440 まで
西山テニスコ ート	大会又は練習で 利用するとき。	1時間 1コート	210から320ま で
西山野球場	大会又は練習で 利用するとき。	1時間	880から1,320 まで

」を、

「

佐藤池第2野 球場	—	1時間	1,150から 1,730まで
西山野球場	大会又は練習で 利用するとき。	1時間	1,060から 1,580まで

」に改

め、同項附属施設利用料金の表中

「

450から680まで
560から1,060まで

「

540から800まで
850から1,270まで

」を

」に

改める。

別表第3第2項第1号の表中

「

2,000から3,000まで
4,000から6,000まで
10,000から15,000まで
20,000から30,000まで
1,030から1,540まで
2,050から3,080まで
5,100から7,650まで
10,200から15,290まで
650から980まで
1,300から1,950まで
3,240から4,860まで
6,480から9,720まで
970から1,460まで
320から470まで
880から1,320まで
1,760から2,640まで
4,400から6,600まで
8,800から13,200まで
290から440まで
580から870まで
1,440から2,160まで
2,880から4,320まで
630から940まで
630から940まで
530から800まで
270から400まで
10,650から15,980まで
5,330から8,000まで

」を

「

2,400から3,600まで
4,800から7,200まで
12,000から18,000まで
24,000から36,000まで
1,230から1,850まで
2,460から3,680まで
6,110から9,170まで
12,230から18,350まで
780から1,160まで
1,550から2,330まで
3,890から5,830まで
7,780から11,660まで
1,160から1,740まで
380から560まで
1,060から1,580まで
2,110から3,170まで
5,280から7,920まで
10,560から15,840まで
340から520まで
690から1,030まで
1,730から2,590まで
3,460から5,180まで
750から1,130まで
750から1,130まで
630から950まで
320から480まで
12,780から19,160まで
6,390から9,590まで

」に

改め、同項第2号の表中

「

160から240 まで	1,600から 2,400まで	2,150から 3,220まで	3,750から 5,620まで	6,430から 9,640まで
80から120 まで	800から 1,200まで	1,080から 1,610まで	1,880から 2,810まで	3,220から 4,830まで
160から240 まで	1,600から 2,400まで	1,590から 2,380まで	2,760から 4,140まで	4,750から 7,120まで
80から120 まで	800から 1,200まで	800から 1,190まで	1,380から 2,070まで	2,380から 3,560まで
80から120 まで	800から 1,200まで	1,080から 1,610まで	1,880から 2,810まで	3,220から 4,830まで
40から60ま で	400から600 まで	540から810 まで	940から 1,410まで	1,610から 2,420まで
160から240 まで	1,600から 2,400まで	1,080から 1,610まで	1,880から 2,810まで	3,220から 4,830まで
1団体当た り1回 2,240から 3,360まで	—	—	—	—
290から440 まで	—	3,860から 5,790まで	6,790から 10,180まで	11,560から 17,330まで
150から220 まで	—	1,930から 2,900まで	3,400から 5,090まで	5,780から 8,670まで
290から440 まで	—	2,850から 4,280まで	4,960から 7,430まで	8,520から 12,780まで
150から220 まで	—	1,430から 2,140まで	2,480から 3,720まで	4,260から 6,390まで
150から220 まで	—	1,930から 2,900まで	3,400から 5,090まで	5,780から 8,670まで
80から110 まで	—	970から 1,450まで	1,700から 2,550まで	2,890から 4,340まで
290から440 まで	—	1,930から 2,900まで	3,400から 5,090まで	5,780から 8,670まで

」を

「

190から290 まで	1,920から 2,880まで	2,580から 3,860まで	4,500から 6,740まで	7,710から 11,570まで
100から140 まで	960から 1,440まで	1,290から 1,930まで	2,250から 3,370まで	3,860から 5,780まで
190から290 まで	1,920から 2,880まで	1,900から 2,860まで	3,310から 4,970まで	5,700から 8,540まで
100から140 まで	960から 1,440まで	950から 1,430まで	1,660から 2,500まで	2,850から 4,270まで
100から140 まで	960から 1,440まで	1,290から 1,930まで	2,250から 3,370まで	3,860から 5,780まで

50から70まで	480から720まで	640から960まで	1,120から1,680まで	1,930から2,890まで
190から290まで	1,920から2,880まで	1,290から1,930まで	2,250から3,370まで	3,860から5,780まで
1団体当たり1回 2,690から4,030まで	—	—	—	—
340から520まで	—	4,620から6,940まで	8,140から12,220まで	13,860から20,800まで
180から260まで	—	2,310から3,470まで	4,070から6,110まで	6,930から10,390まで
340から520まで	—	3,420から5,120まで	5,940から8,920まで	10,220から15,340まで
180から260まで	—	1,710から2,570まで	2,980から4,460まで	5,120から7,680まで
180から260まで	—	2,310から3,470まで	4,070から6,110まで	6,930から10,390まで
90から130まで	—	1,160から1,740まで	2,030から3,050まで	3,460から5,200まで
340から520まで	—	2,310から3,470まで	4,070から6,110まで	6,930から10,390まで

」に

改め、同項附属設備利用料金の表中

「

330から500まで
230から340まで
230から340まで
670から1,000まで
440から660まで
90から140まで

390から590まで
270から410まで
270から410まで
800から1,200まで
530から790まで
100から160まで

」を

」に、

「5,400円」を「6,500円」に、「4,400」を「5,280」に、「6,600」を「7,920」に改める。

別表第4中「430」を「530」に、「590」を「790」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第3及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき利用料金等について適用し、同日前に納付すべき利用料金等については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例（平成2年12月18日条例第19号）

改正後		改正前	
(供用期間)		(供用期間)	
第5条 体育施設の供用期間は、次のとおりとする。		第5条 体育施設の供用期間は、次のとおりとする。	
施設名	供用期間	施設名	供用期間
(略)		(略)	
柏崎市西山野球場	3月1日から11月30日まで	柏崎市西山テニスコート	3月1日から11月30日まで
(略)		〃 西山野球場	
(略)		(略)	
2 (略)		2 (略)	
別表第1 （第2条関係） 指定管理者に管理を行わせる体育施設の名称及び位置		別表第1 （第2条関係） 指定管理者に管理を行わせる体育施設の名称及び位置	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
〃 西山総合体育館	〃 西山町浜忠150番地5	〃 西山総合体育館	〃 西山町浜忠150番地5
〃 西山野球場	〃 西山町浜忠3212番地1	〃 西山テニスコート	〃 西山町浜忠3224番地1
(略)		〃 西山野球場	〃 西山町浜忠3212番地1
(略)		(略)	
別表第3 （第11条関係）		別表第3 （第19条関係）	
1 総合体育館、西山総合体育館、武道館及び陸上競技場を除く体育施設		1 総合体育館、西山総合体育館、武道館及び陸上競技場を除く体育施設	

改正後				改正前			
施設名	区分	利用料金の範囲 (円)		施設名	区分	利用料金の範囲 (円)	
荒浜運動場	野球場	大会又は練習で利用するとき。	1 時間 1 面	580 から 860 まで	大会又は練習で利用するとき。	1 時間 1 面	480 から 720 まで
	夜間照明	大会又は練習で利用するとき。	30 分 1 面	1, 660 から 2, 500 まで	大会又は練習で利用するとき。	30 分 1 面	1, 390 から 2, 080 まで
	芝生広場	無料		芝生広場	無料		
佐藤池サッカーコート	大会又は練習で利用するとき。	1 時間 1 面	830 から 1, 250 まで	佐藤池サッカーコート	大会又は練習で利用するとき。	1 時間 1 面	700 から 1, 050 まで
佐藤池野球場	入場料を徴収しない場合	1 時間	1, 440 から 2, 160 まで	佐藤池野球場	入場料を徴収しない場合	1 時間	1, 200 から 1, 800 まで
	入場料を徴収する場合	プロ野球 (1 日)	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の 100 人分を加算した額		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の 100 人分を加算した額	
		その他の野球 (1 日)	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の 50 人分を加算した額		その他の野球 (1 日)	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の 50 人分を加算した額	
佐藤池第 2 野球場	—	1 時間	1, 150 から 1, 730 まで	佐藤池第 2 野球場	—	1 時間	960 から 1, 440 まで
西山野球場	大会又は練習で利用するとき。	1 時間	1, 060 から 1, 580 まで	西山テニスコート	大会又は練習で利用するとき。	1 時間 1 コート	210 から 320 まで
(略)				西山野球場	大会又は練習で利用するとき。	1 時間	880 から 1, 320 まで

改正後				改正前					
附属施設利用料金				附属施設利用料金					
(略)				(略)					
附属施設利用料金				附属施設利用料金					
大分類	小分類	区分	利用料金の範囲（円）	大分類	小分類	区分	利用料金の範囲（円）		
野球設備 類	スコアボード	一式 1 時間当たり	540から800まで	野球設備 類	スコアボード	一式 1 時間当たり	450から680まで		
	拡声装置	一式 1 試合当たり	850から1, 270まで		拡声装置	一式 1 試合当たり	560から1, 060まで		
(略)				(略)					
2 総合体育館、西山総合体育館、武道館及び陸上競技場				2 総合体育館、西山総合体育館、武道館及び陸上競技場					
(1) 専用利用料金				(1) 専用利用料金					
施設名	区分	利用目的	入場料徴収の有無	施設名	区分	利用目的	入場料徴収の有無		
総合体育館	メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合	総合体育館	メインアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合 入場料を徴収する場合		
								利用料金の範囲（円）	利用料金の範囲（円）
								(1 時間当たり。ただし、陸上競技場において は1 日当たり)	(1 時間当たり。ただし、陸上競技場において は1 日当たり)

改正後				改正前			
	物、集会等の利用	入場料を徴収する場合	24,000から36,000まで		物、集会等の利用	入場料を徴収する場合	20,000から30,000まで
サブアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1,230から1,850まで	サブアリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1,030から1,540まで
		入場料を徴収する場合	2,460から3,680まで			入場料を徴収する場合	2,050から3,080まで
	上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	6,110から9,170まで		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	5,100から7,650まで
		入場料を徴収する場合	12,230から18,350まで			入場料を徴収する場合	10,200から15,290まで
軽体操室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	780から1,160まで	軽体操室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	650から980まで
		入場料を徴収する場合	1,550から2,330まで			入場料を徴収する場合	1,300から1,950まで
	上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	3,890から5,830まで		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	3,240から4,860まで
		入場料を徴収する場合	7,780から11,660まで			入場料を徴収する場合	6,480から9,720まで
会議室			1,160から1,740まで	会議室			970から1,460まで
研修室			380から560まで	研修室			320から470まで
体育室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1,060から1,580まで	体育室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	880から1,320まで
		入場料を徴収する場合	2,110から3,170まで			入場料を徴収する場合	1,760から2,640まで
西山総合体育館				西山総合体育館			

改正後					改正前				
育 館	上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	5, 280から7, 920まで	入場料を徴収しない場合	上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	4, 400から6, 600まで		
		入場料を徴収する場合	10, 560から15, 840まで			入場料を徴収する場合	8, 800から13, 200まで		
	卓球場兼研修室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	340から520まで	卓球場兼研修室	アマチュアスポーツ又はレクリエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	290から440まで	
		入場料を徴収する場合	690から1, 030まで	入場料を徴収する場合			580から870まで		
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1, 730から2, 590まで	上記以外の催物、集会等の利用	上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1, 440から2, 160まで	
入場料を徴収する場合			3, 460から5, 180まで	入場料を徴収する場合			2, 880から4, 320まで		
武 道 館	柔道場		750から1, 130まで		柔道場		630から940まで		
	剣道場		750から1, 130まで		剣道場		630から940まで		
	弓道場		630から950まで		弓道場		530から800まで		
	会議室		320から480まで		会議室		270から400まで		
	一般		12, 780から19, 160まで		一般		10, 650から15, 980まで		
陸 上 競 技 場	学校及び協議団体		6, 390から9, 590まで		学校及び協議団体		5, 330から8, 000まで		
		(略)		(略)					
(2) 個人等利用料金		(2) 個人等利用料金		(2) 個人等利用料金		(2) 個人等利用料金			
区分	利用料金の範囲 (円)	区分	利用料金の範囲 (円)	区分	利用料金の範囲 (円)	区分	利用料金の範囲 (円)		

改正後							改正前						
	1回券	11回券	3か月券	6か月券	12か月券		1回券	11回券	3か月券	6か月券	12か月券		
A 利 用	一般	190から290 まで	1,920から 2,880まで	2,580から 3,860まで	4,500から 6,740まで	7,710から 11,570まで	一般	160から240 まで	1,600から 2,400まで	2,150から 3,220まで	3,750から 5,620まで	6,430から 9,640まで	
	一般 (障害 者)	100から140 まで	960から 1,440まで	1,290から 1,930まで	2,250から 3,370まで	3,860から 5,780まで	一般 (障害 者)	80から120 まで	800から 1,200まで	1,080から 1,610まで	1,880から 2,810まで	3,220から 4,830まで	
	高校生	190から290 まで	1,920から 2,880まで	1,900から 2,860まで	3,310から 4,970まで	5,700から 8,540まで	高校生	160から240 まで	1,600から 2,400まで	1,590から 2,380まで	2,760から 4,140まで	4,750から 7,120まで	
	高校生 (障 害者)	100から140 まで	960から 1,440まで	950から 1,430まで	1,660から 2,500まで	2,850から 4,270まで	高校生 (障 害者)	80から120 まで	800から 1,200まで	800から 1,190まで	1,380から 2,070まで	2,380から 3,560まで	
	小・中学生	100から140 まで	960から 1,440まで	1,290から 1,930まで	2,250から 3,370まで	3,860から 5,780まで	小・中学生	80から120 まで	800から 1,200まで	1,080から 1,610まで	1,880から 2,810まで	3,220から 4,830まで	
B 利 用	小・中学生 (障害者)	50から70ま で	480から720 まで	640から960 まで	1,120から 1,680まで	1,930から 2,890まで	小・中学生 (障害者)	40から60ま で	400から600 まで	540から810 まで	940から 1,410まで	1,610から 2,420まで	
	満65歳以上 の者 (障害 者を除く。)	190から290 まで	1,920から 2,880まで	1,290から 1,930まで	2,250から 3,370まで	3,860から 5,780まで	満65歳以上 の者 (障害 者を除く。)	160から240 まで	1,600から 2,400まで	1,080から 1,610まで	1,880から 2,810まで	3,220から 4,830まで	
	陸上競技場 を小・中学 生が30人以 上で利用す る場合	1団体当た り1回 2,690から 4,030まで	—	—	—	—	陸上競技場 を小・中学 生が30人以 上で利用す る場合	1団体当た り1回 2,240から 3,360まで	—	—	—	—	
	一般	340から520 まで	—	4,620から 6,940まで	8,140から 12,220まで	13,860から 20,800まで	一般	290から440 まで	—	3,860から 5,790まで	6,790から 10,180まで	11,560から 17,330まで	
	一般 (障害 者)	180から260	—	2,310から	4,070から	6,930から	一般 (障害 者)	150から220	—	1,930から	3,400から	5,780から	

改正後										改正前											
者)		まで	3,470まで		6,110まで		10,390まで				者)		まで	2,900まで		5,090まで		8,670まで			
高校生		340から520 まで	—		3,420 から 5,120まで		5,940 から 8,920まで		10,220から 15,340まで		高校生		290から440 まで	—		2,850 から 4,280まで		4,960 から 7,430まで			
高校生 (障 害者)		180から260 まで	—		1,710 から 2,570まで		2,980 から 4,460まで		5,120 から 7,680まで		高校生 (障 害者)		150から220 まで	—		1,430 から 2,140まで		2,480 から 3,720まで			
中学生		180から260 まで	—		2,310 から 3,470まで		4,070 から 6,110まで		10,390まで		中学生		150から220 まで	—		1,930 から 2,900まで		3,400 から 5,090まで			
中学生 (障 害者)		90から130 まで	—		1,160 から 1,740まで		2,030 から 3,050まで		3,460 から 5,200まで		中学生 (障 害者)		80から110 まで	—		970 か ら 1,450まで		1,700 から 2,550まで			
満65歳以上 の者 (障害 者を除く)		340から520 まで	—		2,310 から 3,470まで		4,070 から 6,110まで		10,390まで		満65歳以上 の者 (障害 者を除く)		290から440 まで	—		1,930 から 2,900まで		3,400 から 5,090まで			
(略)										(略)											
附属設備利用料金										附属設備利用料金											
施設名		区分		単位		利用料金の範囲 (円)				施設名		区分		単位		利用料金の範囲 (円)					
総合体育館		放送設備		体育館		一式 1時間当たり		390から590まで		放送設備		体育館		一式 1時間当たり		330から500まで		総合体育館			
				メインアリーナ		一式 1時間当たり		270から410まで				メインアリーナ		一式 1時間当たり		230から340まで					
		電光得点板		移動式		一式 1時間当たり		270から410まで		電光得点板		移動式		一式 1時間当たり		230から340まで				総合体育館	
				仮設ステージ		一式 1時間当たり		800から1,200まで				仮設ステージ		一式 1時間当たり		670から1,000まで					
陸上競技		拡声装置		一式 1時間当たり		530から790まで		陸上競技				拡声装置		一式 1時間当たり		440から660まで		陸上競技			
		用具・器具		1件 1日当たり		100から160まで		用具・器具		1件 1日当たり		90から140まで		陸上競技							
		競技会等で用具・器具を利		一式 1日当たり		5,280から7,920まで		競技会等で用具・器具を利用		一式 1日当たり		4,400から6,600まで									

改正後			改正前		
場	用する場合において、その利用料金の総額が6,500円を超えるとき。		場	する場合において、その利用料金の総額が5,400円を超えるとき	
(略)			(略)		
別表第4 (第19条関係)			別表第4 (第19条関係)		
区分	単位	土地占有利用料金の範囲 (円)	区分	単位	土地占有利用料金の範囲 (円)
商行為で土地を占有して利用する場合	1日 10平方メートル	530から790まで	商行為で土地を占有して利用する場合	1日 10平方メートル	430から590まで
(略)			(略)		